

International Integrated Reporting Council (IIRC) – Assurance (保証) について

2014年7月に、International Integrated Reporting Council (IIRC) は Assurance (保証) についてのディスカッション・ペーパーを発行しました。監査法人のみならず、企業や機関投資家から幅広い意見を募集中です (締切: 2014年12月1日)。

＜IR＞フレームワークについて議論される際、よく「Assurance (保証)」に関する事項が話題に上ります。監査法人のみならず、レポート発行体である企業にとっても、機関投資家・アナリストにとっても、「保証」は非常に関心の高い重要なトピックでしょう。

IIRCはこの度、ディスカッション・ペーパーを発行しました。とはいっても、IIRC自体は、保証基準の策定に関わる意図はないと明言しています。むしろ市場参加者の議論に任せたいとの立場を取り、＜IR＞フレームワークが保証可能な報告基準足りうるか等を含め、活発な意見が交換されることを期待しています。2014年12月に集約された意見は、来年早々に公表される予定で、それを受けて、International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB、国際監査・保証基準審議会) などのスタンダード・セッターを交えて、今後の展開を議論する見通しとなっています。

ここでは簡単にIIRCの＜IR＞フレームワークを振り返りつつ、今回発行されたディスカッション・ペーパーのポイントをご紹介します。ぜひ、皆様の積極的なご意見をお寄せください。

IIRC＜IR＞フレームワークとは

2013年12月に公表されたIIRC＜IR＞フレームワークは、ビジネス・レポーティングの1つと言えますが、いくつかの点で従来の財務報告やサステナビリティ報告のための基準と異なっています。最大の違いは、＜IR＞フレームワークは「企業の価値創造につき短期、中長期の視点から述べる」点にフォーカスしていることでしょう。そのため過去の財務データのみでなく、経営陣の目指す将来ビジョンや見通し、中長期的に影響が顕在化と思われる外部環境を概観することが求められます。さらに、＜IR＞フレームワークにおいて、主たる読者は資本提供者と定められているため、機関投資家やアナリストなどを意識して、投資意思決定において重要な事象のみを手短かに報告することが求められます。さらに、＜IR＞フレームワークには情報の結合性や非財務を含む様々な資本の概念などが紹介されており、企業の価値創造プロセスを包括的に報告するヒントを提供しています。IIRCは＜IR＞は Integrated Thinkingの深化を表現するものであるとも位置付けており、外部報告にとどまらないことも、その特徴といえるでしょう。

International Integrated Reporting Council (IIRC、国際統合報告評議会)

コーポレート・レポーティングの進化を目指して組織されたNGO。IIRCは2013年12月に＜IR＞フレームワークを発行し、統合報告の1つの考え方を提示した。なお、＜IR＞フレームワークには2011年のディスカッション・ペーパー、2013年のコンサルテーション・ドラフトを通じて、世界中からの様々なステークホルダーの意見が反映されている。

＜IR＞フレームワーク策定フェーズを終えた現在は、どのように統合報告を広めていくか、という「採択フェーズ」に入った。コーポレート・レポーティングをめぐる様々なスタンダードとの協調体制作り、ビジネス主導のネットワーク活動の活性化などに尽力している。

IIRCのパイロット・プログラムには、世界中の100社を超える企業や証券取引所などが参画し、＜IR＞フレームワークを使ったコーポレート・レポーティングの新しいあり方を模索している。パイロット・プログラムの主たる目的は課題解決のための情報共有やネットワークを通じた意見交換にあり、毎年9月に開催される年次総会のほか、ウェビナーなどを通じ、企業が主体的に活動することができる (なお、2014年8月現在で、日本企業の参加は4社)。

＜IR＞フレームワークと保証

IIRCは、＜IR＞フレームワークの保証基準を策定する立場にない旨を表明しています。しかし、IIRCはこれまでのフレームワーク策定の過程を踏まえて、「保証」プロセスの議論がいかに重要かを認識しているようです。

このディスカッション・ペーパーによると、2013年4月に公表したコンサルテーション・ドラフトに寄せられた意見の中には、統合報告書を保証する際に＜IR＞フレームワークは報告基準たりえるかという質問も含まれていた、とあります。これに対し、IIRCは、最終版の＜IR＞フレームワークにBasis for Presentation（一般報告ガイダンス）という構成要素を加えるなどして対応しています。今回改めて、保証に係るディスカッション・ペーパーを発行するに至った背景には、IIRCの目的を達成するためには、「報告書の信頼性」を担保することが不可欠であると認識し、そのために保証がどのような役目を果たすことができるのか、広く検討したいとの考えがあるようです。したがって、IIRCは保証だけが「報告書の信頼性」を担保する有効な手続きであるとは考えておらず、経営スタイルやトップマネジメントのリーダーシップ、健全な内部統制、ステークホルダーとの対話など、様々な形で統合報告書の信頼性は確立できるとも言及しています。

さて、2014年7月に公表されたディスカッション・ペーパーは2冊構成になっており、対象となる読者も含め、それぞれ異なる点にフォーカスしています。1冊目は「An introduction to the discussion」と題され、どちらかというと幅広いステークホルダー（発行体である企業や機関投資家・アナリストなど）を対象にしています。2冊目は監査法人やスタンダード・セッターなど、やや専門家向けに技術的な課題をまとめたもので、「Exploration of Issues」と呼ばれています。IIRCは、＜IR＞フレームワークが提唱する報告書のように既存の報告書と趣旨を異にするレポートの場合、既存の保証の延長で保証をする必要はないと考えており、まったく新しい形態の保証方法が創出される可能性も否定していません。したがって、2冊のディスカッション・ペーパーの違いは、保証に関する専門知識の有無を問うものではなく、それぞれの立場から自由闊達に意見を述べてほしいという考えに立脚するようです。

保証にかかる課題点

ディスカッション・ペーパーの中では、保証を遂行する上で直面するであろうと考えられる課題が述べられています。1つには「保証の性質」で、これまで財務報告やサステナビリティ報告に適用されてきた保証のアプローチを取ったときに考えられる問題点を掲げています。同時に、これらの伝統的な手法にとらわれない新たな保証手法も検討しています。＜IR＞フレームワークの特徴である「原則主義」に従うと、各社各様の報告書が作成されることになり、保証人の裁量や判断の域が増えることが想定されます。そうすると、従来のアプローチでは限界があるかもしれません。ディスカッション・ペーパーには、報告レベルの深度を示すレーティング方式や報告書作成プロセスに関する意見表明にとどめるなど、様々な方法が例示されています。

その他の課題点には、保証人の力量や、報告書発行体である企業の内部情報管理システムへの疑念が挙げられています。さらに保証にかかるコストも重要な問題です。重要性や情報の結合性、簡潔性といった＜IR＞フレームワーク独特の考え方についても、どのように保証できるのか、検討すべき材料は多々あります。

IIRCは、このような課題について、監査法人のような専門家だけでなく、幅広い意見を掌握したいと述べています。発行体である企業の意見はもとより、主たる利用者である機関投資家やアナリスト、さらに戦略系コンサルティング会社などの声にも耳を傾け、既存の保証基準にとどまらない新たな手法が生み出されることも、可能性の1つとして検討されるかもしれません。

さらにディスカッション・ペーパーには、＜IR＞フレームワークの保証基準は、試行を重ねて徐々に確立されていくものである、とあります。＜IR＞フレームワークの策定過程がそうであったように、保証についても1つの完成された形式があるわけではないと述べています。そのような中で、IIRC自身は確定的なモデルを提供するつもりはないと明言しています。このディスカッション・ペーパーを契機に市場参加者全員で知恵を絞って、より良い保証基準を作っていってほしいというのが、IIRCの基本的な立ち位置のようです。

今後の動き

IIRCでは2014年12月1日まで、皆様からの意見や質問、アイデアを募集しています。直接IIRC本部 (assurance@theiirc.org) にメールしていただくか、IIRC東京事務局 (小澤ひろこ hiroko.ozawa@theiirc.org、もしくは牧 多恵 tae.maki@theiirc.org) へメールいただくことができます。また、KPMGジャパン 統合報告アドバイザリーグループ (integrated-reporting.jp.kpmg.com) にお問い合わせいただいても構いません。

IIRCでは2014年12月までに、監査法人やその他ステークホルダーを交えて、議論のためのラウンド・テーブルを世界中で企画しています。日本でも秋頃、IIRCからの代表者を交えての意見交換会が開催されるかもしれませんが、今のところ予定は未定とのことです。

2014年12月までに寄せられたフィードバックは、来年早々にIIRCのウェブサイトで公開される予定です。そのあと、集約された意見をもとに、主たるスタンダード・セッター (International Audit and Assurance Standards Boardなど) との協議も検討されており、より実現性の高い保証に向けて進展があるものと見込まれます。

＜IR＞フレームワークは、欧米のみならず、昨今ではアジアの新興国でも注目を集めつつあります。資本の獲得競争がより国際的に激しくなることが予想される今日、既存のフレームワークに捉われずに新規の＜IR＞フレームワークを最大限に生かし、国際資本市場でのプレゼンスを高めたいと考えているシンガポール、インド、中国やタイやフィリピンなど、様々な国の思惑が交錯しています。日本企業の訴求ポイントを強化していくべく、日本からも、もっと情報を発信して、新たな枠組みでの地位を確立していく必要があります。ぜひ、積極的に＜IR＞フレームワーク保証についての意見や質問、アイデアをご検討ください。

なお、IIRCの保証に関するディスカッション・ペーパーへは、こちらからアクセスできます。

- 「An introduction to the discussion」

<http://www.theiirc.org/wp-content/uploads/2014/07/Assurance-on-IR-an-introduction-to-the-discussion.pdf>

- 「Exploration of Issues」

<http://www.theiirc.org/wp-content/uploads/2014/07/Assurance-on-IR-an-exploration-of-issues.pdf>

編集・発行

KPMGジャパン

統合報告アドバイザリーグループ

integrated-reporting@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp/integrated-reporting/

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.